

4. 宇陀市集会所等コミュニティ施設整備事業補助金

1. 趣旨・目的

地域における住民の自主的な活動を支援し、市民の福祉の増進とふれあい豊かな地域社会の育成を図ることを目的とします。

2. 事業内容

内容

自治会等が行う集会所等の新築、改築、増築又は改修に要する経費について、予算の範囲内において補助を行います。

対象団体

市内の一定の区域を単位として多目的かつ一般的な地域的共同活動を行うために当該区域内に居住している者を構成員として任意に結成されている自治組織又は地方自治法第260条の2に基づく認可地縁団体を対象とする。

対象事業

- 新築 更地に集会所等を建築すること。
- 改築 既存の集会所等の建物の全部か一部を取り壊した後に集会所等を再建築すること。
- 増築 既存の建物の床面積等を増加すること。
(対象施設に係る増築であって、当該増改築に要する経費が30万円以上で、事業を行う延床面積が20㎡以上の事業)
- 改修 集会所等の修繕、模様替えその他集会所等の本来の機能を維持するために改良すること。
(対象施設に係る改修であって、当該改修に要する経費が30万円以上である事業)

公募時期

事業を行う前年度の9月末まで要望書に見積書の写し、図面、写真等を添付して提出
(申請できるかどうか、手続きはどのようにするのか等相談してください。)

補助額

【新築及び改築】

補助対象額の1/2以内の額であって、次に掲げる場合に依り当該区分に定める額を超えない範囲内において市長が定める額

- ① 単一自治会等で行う場合 1,000万円
- ② 2つの自治会等で共同して行う場合 1,200万円
- ③ 3つ以上の自治会等で共同して行う場合 1,500万円

【増築及び改修】

補助対象額の1/2以内の額であって、200万円を超えない範囲内において市長が定める額

問合せ先

総務部 総務課 電話：0745-82-1302 (IP:0745-88-9068)
大宇陀地域事務所 地域市民課 電話：0745-83-2251 (IP:0745-88-9114)
菟田野地域事務所 地域市民課 電話：0745-84-2521 (IP:0745-88-9187)
室生地域事務所 地域市民課 電話：0745-92-2001 (IP:0745-88-9181)